

千葉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

平成29年4月

(令和8年4月改定)

1 目的

第4次千葉市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、第4次千葉市耐震改修促進計画第4に基づき策定する。

3 対象住宅

(1) 耐震診断

昭和56年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された在来の軸組工法による戸建木造住宅で、2階以下のもの

(2) 耐震改修

平成12年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された在来の軸組工法による戸建木造住宅で、2階以下のもの

(3) 住宅除却

昭和56年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された木造住宅又は非木造住宅

4 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、千葉市全域とする。

5 取組期間

令和7年度から令和12年度までの6年間とする。

6 取組内容

毎年度、下記(1)～(4)の取組に関して、取組内容を設定するとともに、実施、達成状況を把握・検証・公表し対策を進める。

- (1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- (2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- (3) 改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- (4) 耐震化の必要性に係る周知・普及

7 耐震改修工事に対する補助上限額の引き上げ（令和7年4月）

対象住宅に対する耐震改修工事の補助上限額を次のとおり引き上げる。

上限額：115万円

8 アクションプログラムの取組状況の公表

年度ごとに当該年度の取組内容、目標及び実績を別紙に記載し、市ホームページにて公表する。

千葉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 取組内容・目標・実績（令和8年度）

【計画】

| 令和8年度取組内容 | 令和8年度目標 |
|--|--|
| <p>1 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ・住宅の耐震改修工事費等に対する一部補助を実施 <p>2 普及啓発等</p> <p>(1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組 耐震化の必要性や補助制度などを記載した啓発チラシ及び文書による直接的な働きかけを実施 実施目標 4,000件（令和12年度までに24,000件）</p> <p>(2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明等により耐震改修を促進 ・前年に耐震診断支援した住宅で当該年度に耐震改修補助を行っていない所有者に対し、耐震改修制度等の再周知を実施 <p>(3) 改修事業者等の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断士及び改修事業者に対する耐震改修工法等に係る講習会の受講を推進する ・耐震改修事業者等のリストを作成し公表等を実施 <p>(4) 耐震化の必要性に係る周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政だよりによる制度の周知（5月） ・制度説明会（4回） ・パンフレットによる制度概要等の周知 ・個別相談会（20件） ・木造住宅耐震アドバイザー派遣 | <p>耐震診断費補助戸数 7戸</p> <p>耐震改修工事費補助戸数 28戸 （うち、住宅除却工事 1戸）</p> |
| | <p>前年度までの実績（過去3か年）</p> <p>令和7年度</p> <p>耐震診断費補助戸数 3戸</p> <p>耐震改修費補助戸数 31戸 （うち、住宅除却工事 0戸）</p> <p>令和6年度</p> <p>耐震診断費補助戸数 11戸</p> <p>耐震改修費補助戸数 30戸 （うち、住宅除却工事 0戸）</p> <p>令和5年度</p> <p>耐震診断費補助戸数 6戸</p> <p>耐震改修費補助戸数 21戸 （うち、住宅除却工事 2戸）</p> |

【自己評価】

| 前年度（令和7年度）の取組実績 | 前年度（令和7年度）の課題 |
|---|---|
| <p>(1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による啓発を実施 4, 329件 <p>(2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明等により耐震改修を促進 3件 ・前年に耐震診断支援した住宅で当該年度に耐震改修補助を行っていない所有者に対し、耐震改修制度等の再周知 5件 <p>(3) 改修事業者等の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断改修講習会の受講案内をホームページに記載 ・耐震診断士名簿の公表 <p>(4) 耐震化の必要性に係る周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政だよりによる制度の周知を実施 1回 ・制度説明会の実施 5回 ・パンフレット・チラシを区役所へ配布し周知 1, 685部 ・個別相談会を実施 8件 <p>(5) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事に対する補助上限額の引き上げ ・耐震改修利子補給制度（リ・バース60）の普及促進 | <p>耐震化を促進するため、対象住宅の所有者に対して、補助制度を十分に周知する必要がある。</p> <p>改善策</p> <p>これまで実施してきた戸別訪問や広報誌などによる制度の周知に加え、耐震診断・耐震改修の実施につながるアドバイスを行う耐震アドバイザー派遣を実施する。</p> |